

資材の適合確認の方法

【従来の確認方法】

【資材評価協議会の適合性評価済み資材リストによる確認方法】

従来の確認方法

- ①事業者がメーカーより資材証明書を取得する。
- ②証明書のコピーを認定事務局に提出する。
- ③認定事務局で適合確認する。
- ④認定事務局で適合確認できた旨を事業者へ通知する。
- ⑤事業者は適合確認できた資材を農A-4リストに追記して、変更届と共に認定事務局に提出する。

※資材証明書の原本は事業者が保管し、コピーを認定事務局に提出してください。

※変更届には追加した（取下げた）資材名が分かるように記載してください。

資材証明書の補足書類

メーカーより資材の証明書を取得する際は、以下の補足書類も併せて取得し、認定事務局に、証明書のコピーと併せて提出してください。認定事務局で資材の適合確認をする際に参考にします。

- 肥料登録証や届出書

（肥料として登録又は届出をしている資材の場合）

- 肥料成分（NPK）が分かる書類

（成分保証票、成分分析表など）

- 資材の特徴や使い方などが記載されたパンフレット

記載不備の資材証明書

以下のような記載内容が不備の証明書では、資材の適切な評価が行えませので、メーカーより証明書を取得する際は注意してください。

- 証明書に日付が記載されていない

証明書に付随する原材料の証明書についても日付の記載は必要です。

- 証明書の日付が古い

問合せ時点で3年を超えている日付のものは、証明書の取り直しが必要です。原材料の証明書についても同様です。

- メーカーの連絡先住所や電話番号が記載されていない

メーカー名のみが記載されているだけではダメです。問い合わせができる住所や電話番号の記載は必須です。原材料の証明書についても同様です。

資材評価協議会の適合性評価済み 資材リストによる確認方法

- 適合性評価済み資材リストの経緯
- 有機JAS資材評価協議会とは
- 新しく使用する資材の確認方法
- 適合性評価済み資材リストの利用イメージ
- 適合性評価済み資材リストへの対応

適合性評価済み資材リストの経緯

＜農水省作成リスト＞

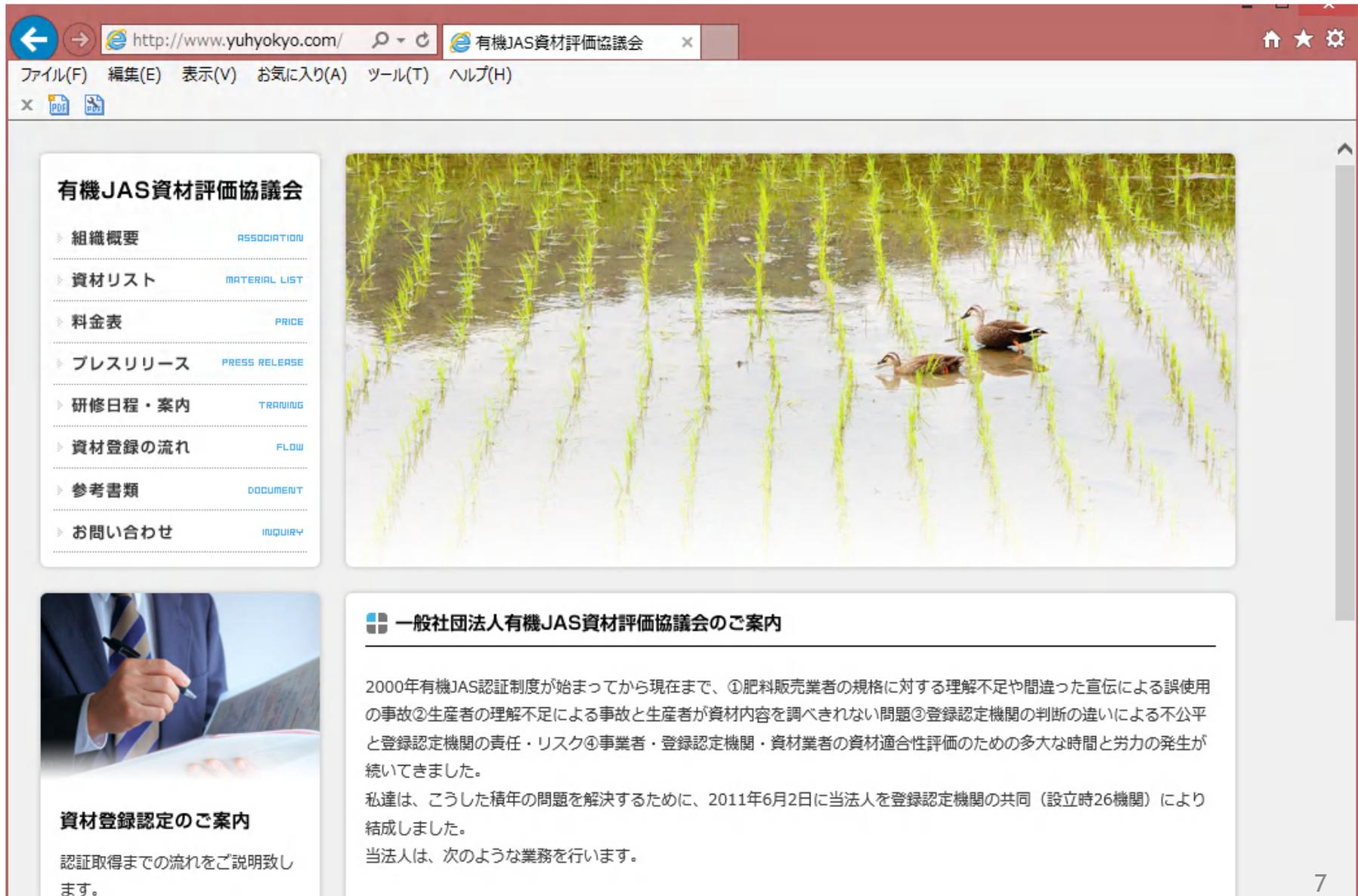
- H22年度委託事業で判断基準書を作成した。
⇒2014年9月に更新
⇒2016年4月に更新（最新版）
- H23年度、同事業で資材リストを作成しH24.6月に公表した（審査は無料）。
- 有効期限はH25.3.31まで
⇒既に失効

＜資材評価協議会作成リスト＞

- 登録認定機関29機関が加盟している。
- H24年以降のリスト作成を担当する。
- 農水リストは引き継がない。
- 審査を有料で実施する。
- リストは随時更新されホームページで公開されている。

これ以前は各登録認定機関で資材の適合をそれぞれに判断してきた（従来の確認方法）

有機JAS資材評価協議会



有機JAS資材評価協議会

- 組織概要 ASSOCIATION
- 資材リスト MATERIAL LIST
- 料金表 PRICE
- プレスリリース PRESS RELEASE
- 研修日程・案内 TRAINING
- 資材登録の流れ FLOW
- 参考書類 DOCUMENT
- お問い合わせ INQUIRY



一般社団法人有機JAS資材評価協議会のご案内

2000年有機JAS認証制度が始まってから現在まで、①肥料販売業者の規格に対する理解不足や間違った宣伝による誤使用の事故②生産者の理解不足による事故と生産者が資材内容を調べきれない問題③登録認定機関の判断の違いによる不公平と登録認定機関の責任・リスク④事業者・登録認定機関・資材業者の資材適合性評価のための多大な時間と労力の発生が続いてきました。

私達は、こうした積年の問題を解決するために、2011年6月2日に当法人を登録認定機関の共同（設立時26機関）により結成しました。

当法人は、次のような業務を行います。

資材登録認定のご案内

認証取得までの流れをご説明致します。

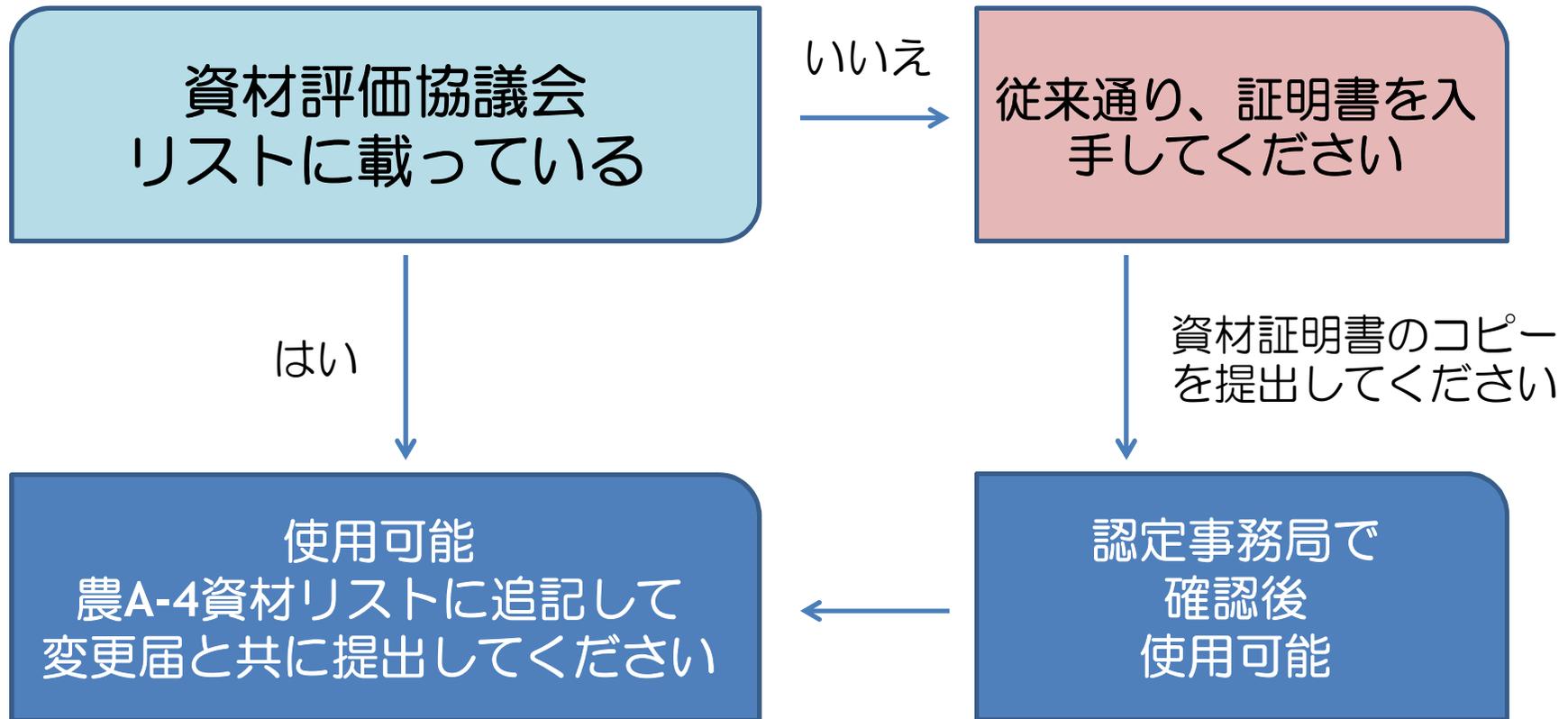
以下の問題を解決するために設立

- ① 肥料販売業者の規格に対する理解不足や間違った宣伝による誤使用の事故
- ② 生産者の理解不足による誤使用の事故と生産者が資材内容を調べきれない問題
- ③ 登録認定機関の判断の違いによる不公平と登録認定機関の責任・リスクの問題
- ④ 事業者・登録認定機関・資材業者の資材適合性評価の為の多大な時間と労力の発生が続いてきたこと

有機JAS規格別表等への資材の 適合性評価にあたって

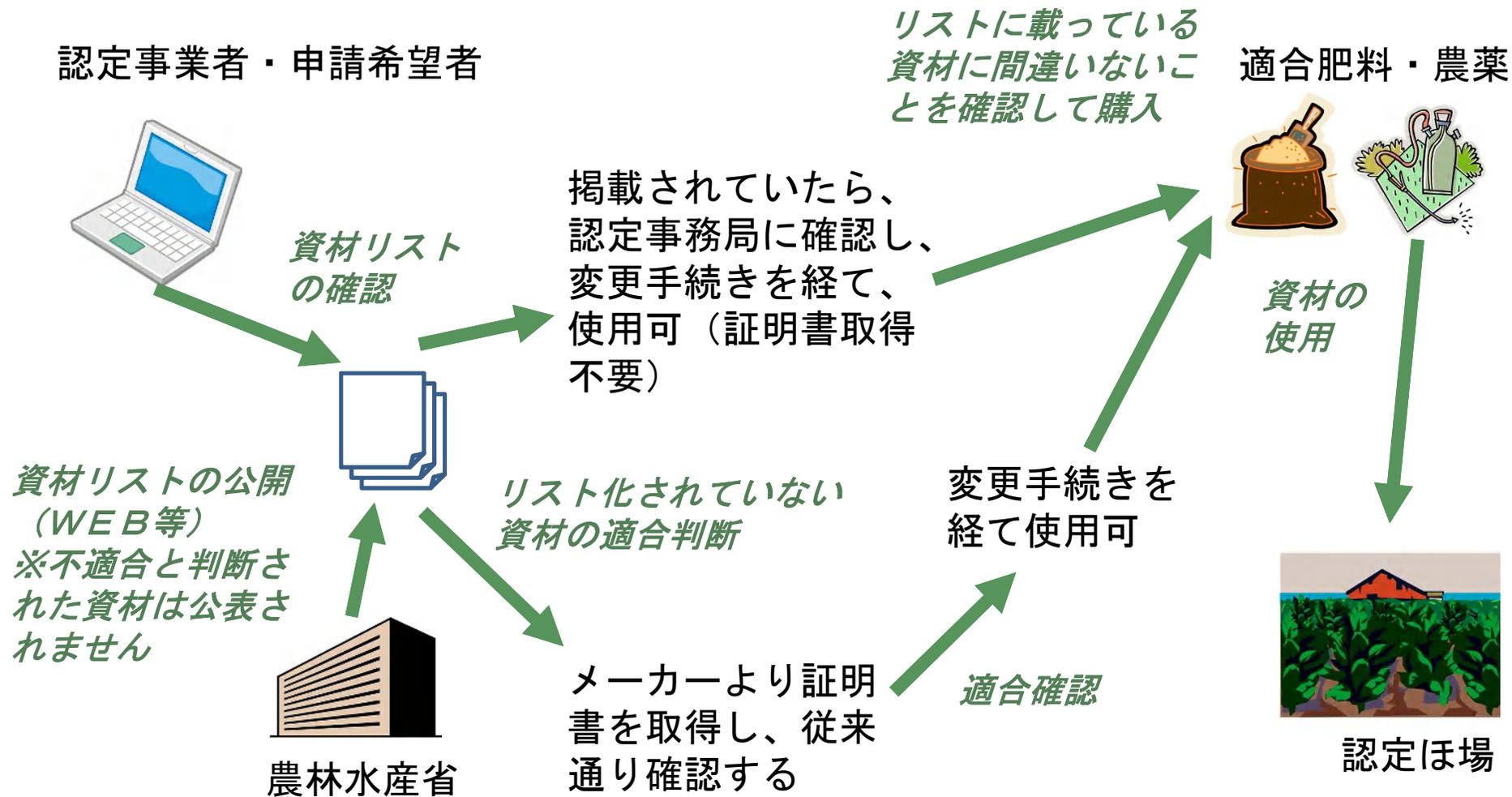
- 農林水産省の有機JAS資材リスト化事業により策定された「**有機JAS規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書（2016年4月版が最新版）**」に準拠した手順により評価
- 有機農産物のJAS規格別表等への適合性評価済み資材リスト **（随時更新）**

新しく使う資材の確認方法（現在）



メーカーに資材評価協議会への登録申請を勧めてください

適合性評価済み資材リストの利用イメージ



当センターでは適合性評価済み資材リストに載っている資材は、認定事業者の皆さんが証明書の取得をすることなく、使用可とします。

適合性評価済み資材リストへの対応

有機JAS資材協議会による適合性評価済み資材リストに掲載されている資材は、証明書入手を不要とし、農A-4にその旨を書いてください。

⇒農A-4リストには、**適合性評価済み資材リストの確認日と登録番号（JASOM-○○○○○○）**を記載してください。

適合性評価済み資材リストに記載されていない資材及びリストから外れた資材は、従来通り、事業者が証明書を入手し、認定事務局に提出することを基本とします。

※ 資材協議会リストに申請するように皆さんからもメーカーに頼んでください。

★農 A-4 肥料及び土壌改良資材リスト (1 枚目) 2013 年 12 月 15 日作成 確認者: 自農 太郎

我々は本リストに記載した資材のみを用いて肥培管理等を行う事を報告します。下記内容を変更する場合は事前に報告します。

No	資材の正式名称 (愛称、略称等)	製造メーカー名	資材証明書の年月日 (資材リストを確認した日)	農 A-4 記載 年月日	使用目的	備考 (標準使用量等)
1	魚粗粕粉末 5 号 (魚 粉)	〇〇肥料㈱	2012. 10. 10	2012. 11. 23	自家製資材ボカシ の原材料	
2	なたね油粕粉末 (油 粕)	㈱△△油脂	2012. 10. 21	2012. 11. 23	自家製資材ボカシ の原材料	
3	SMK 菌 (S M K)	□□微生物研究所	2012. 11. 15	2012. 11. 23	自家製資材ボカシ の原材料	
4	糖 蜜	◇◇精糖㈱	2012. 11. 20	2012. 11. 23	自家製資材ボカシ の原材料	資材が同じ名称の場合は、愛 称や略称で、区別して下さい。 例: No.6 と No.7
5	◎◎有機育苗培土 (◎◎培土)	◎◎培土開発㈱	2013. 2. 10	2013. 2. 20	育苗用土	
6	牛ふん堆肥 (牛ふん▼▼)	▼▼牧場	2013. 2. 15	2013. 2. 20	元肥	年間 0.5~1 t /10 a
7	牛ふん堆肥 (牛ふん○×)	○×牧場	2013. 2. 19	2013. 2. 20	元肥	年間 0.5~1 t /10 a
8	スーパー■ ■	バイオ■ ■㈱	2013. 8. 15	2013. 8. 20	追肥	必要時に散布 (500~1000 倍 を 50~150L/10a)
9	★★★グリーン	★★★製造所	2013. 12. 10	2013. 12. 15	土壌改良 元肥	年間 1~2 t /10 a 登録番号 JASOM-1304〇〇〇
10						

※育苗に使用する培土、ほ場での肥培管理や土壌改良等に使用する資材を記載して下さい。自家製造資材がある場合は、その原材料をこのリストに記載し、製造方法を「自家製資材の製造方法」に記載して提出して下さい。資材を追加する場合は、必ず使用前に資材証明書を取得し、財団にその資材の適合の可否を確認してから使用して下さい。適合確認済みの資材はこのリストへ記載し、変更届と共に提出して下さい。米糠や籾殻は外部入手のもので資材証明書の取得は不要です。

※有機 JAS 資材評価協議会の適合性評価済み資材リストに記載されている資材は、有機管理で使用が可能ですので、これらの資材を使用する際は、その資材を No.9 の記載例を参照して記載を行い、変更届と共に提出して下さい。

※「農 A-4 記載年月日」は本リストに、資材を記載した日を記入して下さい。

※このリストが複数枚になる場合は何枚目かを必ず記入して下さい。